

『定住促進』のための 補助金をご活用ください

定住促進を図るため、市内で居住用住宅を取得したり、賃借した人で、下記の要件に該当する人に、補助金を交付します。ぜひご活用ください。

【補助の対象となる人・金額】

- ①市外から杵築市に転入して、1年以内に自己の居住用の住宅の請負・売買契約をした人、または同様の契約締結後1年以内に転入してきた人・・・**300,000円**
- ②杵築市に住民登録のある人で、自己の居住用の住宅の請負・売買契約をした人・・・**150,000円**
(ただし、既存住宅の建て替え等は除く)
- ③市内において個人が所有する住宅(空き家情報バンクの登録物件や戸建ての住宅等)を賃借し、居住する転入者で、市のケーブルネットワークに加入した人(アパート・集合住宅等を除く)・・・**50,000円**
- ④平成19年4月1日から平成24年3月31日までに、既に市内で市の空き家情報バンクに登録された居住用住宅を賃借または購入し定住している転入者で、平成24年4月1日から10月1日までにケーブルネットワークの加入手続きを行った人・・・**50,000円**

※新築・中古の住宅の取得の場合、取得する土地・建物の合計金額が100万円以上の場合に限る。

【対象者の要件】

- ・杵築市に住民登録があること。
- ・入居後、引き続き5年以上市内に在住すること。
- ・転入者の場合は、転入前5年以上杵築市に住民登録がなかったこと。
- ・市税等の滞納がないこと。

補助対象となる契約の時期・・・①～③は平成24年4月1日から平成27年3月31日。④は平成24年4月1日から10月1日まで。

申請期間・・・①～③は住宅の請負・売買契約または賃貸借契約の契約の日の属する年度の翌年度末まで。④は平成24年10月1日まで。

注意事項・・・自らが要件に該当するか、申請前にお問い合わせください。申請時に必要になる書類をご案内します。なお、交付対象の要件に該当しなくなった場合や、虚偽・不正行為があったときは、補助金を返還していただきます。

問い合わせ・・・市長政策課(☎0978-62-3131)

「杵築市地域活力 創出事業」にご応募を！

市民団体が企画・提案し実施する各種事業を支援し、市内各地での地域活力創出を目的に、今年度も補助を行います。ぜひお申し込みください。

■申込み期限

・・・5月11日(金)
※今年度見通しを立てるための期限です。期限後も予算内で随時受け付けます。事前に市長政策課までお問い合わせください。

■対象事業

- ①人材育成、青少年健全育成事業
 - ②地域間交流事業
 - ③地域の活力を創出する施設の整備事業
 - ④地域の景観、伝統等を活用したイベント事業
 - ⑤教育・文化・スポーツ振興事業
 - ⑥産業振興事業
 - ⑦環境整備事業
 - ⑧保健・福祉の増進事業
 - ⑨その他、市長が必要と認めた事業
- ※ただし、次の各号に該当する事業は交付の対象となりません。
- (1)実施主体が法人及び公共的団体の事業
 - (2)営利活動、政治活動又は宗教活動と認められる事業
 - (3)一件5万円未満の事業
 - (4)通常の公民館活動等の事業
 - (5)他に市の助成を受けている事業

【共通注意事項】

- ①事務的・管理的経費、食糧費、災害復旧工事、用地取得費、既存施設の維持補修費、公民館建設費などは補助対象経費とはなりません。
- ②事業の採択は、申請団体のプレゼンテーション方式により「地域活力創出基金運営委員会」で審査します。
- ③予算総額は1千万円です。
- ④申込期限後の事業申請については、事業着手日の2か月前までに申込みを行ってください。

補助率・・・原則補助対象経費の2分の1以内(特別に認められれば3分の2以内)

補助限度額・・・200万円

農作業標準料金・改定 (平成24～26年度分)

農作業標準料金設定協議会において、平成24年度以降の農作業標準料金を取り決めました。「農作業労賃」のみの変更で、それ以外は同額です。

詳細は、農業委員会、または市役所ウェブサイトで確認できます。

【農作業労賃・改定後】()内は単位
・軽作業・・・・・・・800円(1時間)
・普通作業・・・・・・・1,000円(1時間)
・草刈り作業・・・8,000円～13,200円(1日)
※刈払機・燃料持ち込み

●その他の標準料金・抜粋

【田植え等作業】※オペレーター付・トラクター作業
・耕起・・・・・・・7,300円(10a)
・春田耕起～代かき・・・24,000円(10a)
※耕起1回、荒水取り2回、代かき1回
【薬剤散布】※特別な場合を除き薬剤費込み
・無人ヘリ防除作業(オペレーター付)
・・・・・・・3,500円(10a)

【注意事項】

▼作業料金は標準ですので、耕作条件等により、当事者間の契約の参考にしてください。

▼改定後の標準料金は平成24年4月1日からの実施です。
▼次回は、3年後に見直し等の検討を行います。

問い合わせ・・・農業委員会(☎0978-64-0711)

消費生活専門相談員が 月・木曜日に来庁します

毎週、消費生活相談専門員が来て、商品やサービスなどの購入・契約から起こるトラブルの相談を行っています。4月から、木曜日も相談できるようになりました。

日時・・・毎週月・木曜日、13時～16時まで。※閉庁日を除く。

場所・・・杵築市役所本庁舎(個室を用意しています)

相談料・・・相談は無料。事前予約をお願いします。

申込・問い合わせ・・・商工観光課(☎0978-62-3131)

※月・木以外の日も、随時相談を受け付けています。お困りの際は、お気軽にご相談ください。

【国民年金】学生納付特例 申請のお知らせ

平成23年度において、学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている人で、平成24年度も引き続き在学予定の人へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を3月末に送付しています。

平成23年度と同じ学校等に在学される人は、このハガキに必要事項を記入し返送すると、平成24年度も学生納付特例の申請ができます。この場合、在学証明書の写し等の添付は必要ありません。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

はじめて学生納付特例の申請をする人は、従来どおり在学証明書の写し等の添付が必要です。

問い合わせ・・・市民課(☎0978-62-3131)国保年金係

または別府年金事務所(☎0977-22-5111)

食生活改善推進員 養成講座の受講者募集

杵築市では、現在約80名の食生活改善推進員がいます。食を通して明るく健康な地域づくりを目指したボランティア活動をしています。推進員になるためには、まず市が実施する養成講座を受講し、食や健康に関する基本的な知識を習得してもらいます。

平成25年度から活動してくださる人向けの養成講座受講者を募集します。食を通して家族や地域の健康と一緒に考えていきませんか？

応募資格・・・市内に住む70歳くらいまでの人

開催日程・・・平成24年5月から平成25年3月の間に全6回
※概ね2か月に1回を予定。1回4時間程度。

内容・・・講話や食育・食品衛生・運動などの学習、調理実習

受講料・・・1,100円(テキスト代)

定員・・・30名

応募締切・・・4月27日(金)

※開催場所・時間等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ・・・子育て・健康推進課(☎0977-75-1111)